

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年5月13日（水）18：10～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をよろしくお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。

アマノさん、どうぞ。

○記者 産経新聞、アマノでございます。

先ほど有識者調査団の方が、北陸電力の志賀原発の敷地内破砕帯について、活断層であるという見解が一致いたしました。それについての受けとめをお聞かせ願いたいのですが、ただ、事業者側の見解を聞くと、やはりこれまでの議論というのが事実誤認が多いと。しかも、仮定に基づく推論でしかないというような受けとめをされていますが、委員長御自身の受けとめを聞かせてください。

○田中委員長 私はずっと国会に行っていたから、どういう議論が行われたか分からないので、今は何か申し上げることではなくて、有識者の中でいろいろ議論が進んでいるという認識しかありません。

○記者 確認ですけれども、これは一般論としてですが、今回、志賀原発の1号機の直下の破砕帯が活断層であるという見解が出ましたけれども、原子炉直下にあるものが活断層であるとすれば、これは再稼働は不可能としてよろしいですか。

○田中委員長 一応、原則はそうになっていますが、志賀の有識者のあれもどういう議論になっているか分からないので、どういうことなのか、ちょっと今は余り答えない方がいいと思っていますけれども、もう少しはっきり報告があれば、またそのときにきちんと答えます。

○記者 分かりました。

もう一点は、川内原発の方についてお伺いしたいのですが、一昨日ですか、11日に使用前検査の補正のような文書が九州電力から出されていて、前回の公開の審査会合の中では、使用前検査の計画が余りにもタイトで、この計画にはおつき合いできないというような管理官の言葉もありましたけれども、今回出たものは前回と比べてわずか1週間しか検査期間がずれていなくて、あの計画にそもそも妥当性があるのかというところをお聞かせ願いたいのですが。

- 田中委員長 妥当性があるかどうかは分からないけれども、一応、事業者の方でそういう計画を立ててきたら、それに沿った形でうちの検査も進めたいという、これが原則です。妥当性があるかどうかは実際にやってみないと分からないと思いますけれども、一応、事業者としてはそういう計画を立ててこられたのだと思います。
- 記者 実際にやってみてというところで、前回の会合では検査官の資源には限りがあるということで、いいかげんな計画にはおつき合いできないということもありましたが、計画に沿った形でできないというのであれば、検査官を引き上げるということまでおっしゃっていたこともありますけれども、そうすると、今回の計画はもう最後のものとして捉えて、これ以上の改定とか引き伸ばしは、もうこれは規制委員会としても認めないということよろしいですか。
- 田中委員長 そんなかたくななことは言っていないと思うのですが、私の理解では、検査すべき項目、日程が白紙になっているようなところがまだたくさんあったと思うのです。だから、そういったところをきちんと埋めてもらって、全体として計画を作ってもらわないと、逆にこちらから東京の方からも検査員をたくさん送り込むわけですので、そういう意味で申し上げているわけです。
- 記者 ありがとうございます。
- 司会 他にいらっしゃいますでしょうか。  
ヨコタさん、どうぞ。
- 記者 フリーのヨコタはじめですけれども、前回の最後に留萌支庁南部地震のシミュレーション図をお見せした上で質問したところ、委員長の方から、シミュレーションをやるのが正しいなんていうのは公知の事実でも何でもなくて、石橋さんが言っているだけで、あなたが石橋信者だから、そんなことを言っているだけでしょうとおっしゃったのですが、その後、地域地盤環境研究所のシミュレーションと言いかけて打ち切られたのですが、これは石橋さんが行ったシミュレーションではなくて地域地盤環境研究所のシミュレーションで、鹿児島地裁の仮処分の原告団の弁護士がこのシミュレーション図を問題にしているということなのですが、事実誤認があったということはお認めになりますか。
- 田中委員長 事実誤認というのではなくて、あなたの説明が、石橋さんの評価がどうのという話をしていたから、私は石橋さんがやったのだと。そこまでは私は知りません。
- 記者 石橋さんがおっしゃったのは、この、まさにシミュレーション図を見て、原告団の弁護士が問題にしているのは、観測地点ではなくて、震源直上のところに最大のところがあると。大体 1.5 倍から 2 倍にシミュレーションするとなると。それについて石橋さんは、月刊誌の『世界』で、2014 年の 6 月号でその点については触れたということをおっしゃっていて、観測の結果が震源地とずれていると。だから、もっと大きく上回る可能性を否定できないから、もっと大き目に見積もるべきだという考え方をおっしゃっ

ていて、原告の弁護団と石橋さんの主張はほぼ一致、同じ立場に立っていると。それに対して、九電と規制委員会というのは、観測地点のデータをもとに基準地震動を決めていると、こういう大きな違いがあるのですが、これは観測地点のデータを基準にすればそれで十分だと、震源でもっと大きくなる可能性があるのに、それは切り捨てていいと、そういうお考えなのですか。

○米谷長官官房総務課長 総務課長の米谷でございます。

前回の会見のときにもヨコタさんに広報室の方から申し上げたかと思いますが、非常に細かい話ですので、まず、担当課と調整した上でですね。

○記者 細かい話ではなくて、まさに仮処分の大きな争点になって。

○米谷長官官房総務課長 ちょっと待って、私がしゃべっていますので。調整をした上で委員長会見の方に、必要があれば上げていくという段取りをとっていただければと思います。

○田中委員長 原則論を申し上げますと、裁判の仮処分決定について、ここで議論するつもりはありません。

○記者 福井地裁のときは事実誤認があると言って、それが安倍総理の国会答弁にも引用されて、鹿児島地裁の内容については踏み込まないというのは完全にダブルスタンダード、二枚舌ではないのですか。

○司会 申し訳ありません、いずれにしましても細かい話ですので、まずは担当課の方でよろしく願いいたします。

○記者 細かい話ではなくて。

○田中委員長 だって、事実誤認は、要するに、事実が違っているからそういうことを言っただけで、決定文に対して何か申し上げたわけではない。

○記者 私の質問に対して完全に事実誤認をして。

○米谷長官官房総務課長 前回の会見のときにも担当課と調整をした上でということをお願いしたつもりでございますので、まず、それをやってから質問してください。お願いいたします。

○記者 もう既に前回答えられて、全然とんちんかんな事実誤認と、石橋さんがシミュレーションやっていないのに、シミュレーションやったかのように言って、しかも石橋信者という、博士号をとった委員長とは思えない非科学的な、異論をそういうふうなレッテル張って切り捨てたわけではないですか。その点について。

○米谷長官官房総務課長 あなたの論述の場ではないのです。

○記者 石橋信者とおっしゃったのは田中委員長ですよ。これは不適切な発言だと思わないのですか。

○田中委員長 特に思いません。

○記者 特に思わない理由を聞かせてくださいよ。

○米谷長官官房総務課長 ヨコタさんの演説の場ではないので。

- 記者 違う意見を、石橋信者という非科学的な、新興宗教みたいな言い方ではないですか。石橋信者というのはどういう意味ですか。
- 米谷長官官房総務課長 済みません、あなただけの時間ではないので。
- 記者 委員長からお答えを聞いているのですよ。一言言ってくださいよ。石橋信者という言い方は不適切ではなかったのかと。
- 田中委員長 科学的な議論のもとで我々は審査をしているわけです。当時は島崎委員が中心になってやったわけだから、それにきちっと対応できるような科学的な論点を挑むのだったら、それはそれでいいかも知れないけれども、聞きかじりみたいな話でいろいろ言うのはちょっとおかしい、そういうことなのですよ。
- 記者 いや、聞きかじりではなくて、観測地点をデータのもとにするか、震源地のもとにするかの簡単な質問ではないですか。
- 司会 委員長からもう答えをしておりますので、これで打ち切らせていただきます。
- 司会 他にいらっしゃいますでしょうか。ニイさん、どうぞ。
- 記者 共同通信のニイです。
- ちよっと話かわって、原発の再稼働の審査の件で1点確認したいのですが、一応、原子炉等規制法を一回さらっと読んだ上での質問なのですが、今、適合性審査を受ける場合、全くの新規の炉の申請は法律上は禁止というか、拒んでいないということでしょうか。
- 田中委員長 どんな炉でも拒んではいません。
- 記者 それをまず1点確認したかったのと、その場合、委員長の御発言ではないのですが、過去に更田委員長代理が委員長のかわりにこの会見にいらっしゃった際に発言があったのですが、現在の新規制基準は、いわゆる既存の炉のいわばバックフィットを想定した基準であると、こういうふうな発言があったのですが、若干仮定の話になってしまいますが、将来全く新規の炉の申請があった場合というのは、これは新規の炉に向けた基準を新たに作るお考えはおありでしょうか。
- 田中委員長 もともとバックフィットも含めまして、新しい知見が得られて必要があれば、それを審査指針に反映していくという考え、これが原則ですから、当面新しい炉が作る予定が、何か聞いておるのですか。そういうことがあれば、またそのときはそのときで、その炉の設計とかいろいろなことを含めて見なければいけないと思いますけれども、基本的な考え方は、新しい知見を入れてより安全を求めていく、継続的安全の追求という意味では、当然変わるところも出てくると思います。
- 記者 質問の意図は、経産省の方で今、行われているエネルギーミックスの関係で、将来原発の40年後運転に加えて、新規の新設というか、増設を念頭に置いたような数値が今、出ていますので、それを念頭に伺ったのです。
- では、それで最後に1点伺いますけれども、聞くまでもないかも知れませんが、規制

委員会というのは、いわゆるエネ庁であるとか国、政府側がどういうふうな政策をとろうとも、申請があった炉については差別せずに審査を行う。こういう姿勢は変わらないということで、それはいいでしょうか。

○田中委員長 姿勢の問題ではなくて我々のミッションの問題なので、これ、変えるわけにはいかないですね。申請があれば審査をするというのは。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい、よろしいでしょうか。ハナダさん、どうぞ。

○記者 NHKのハナダと申します。

今日の定例会の方で議題に上がっていた保安検査の今後の実施方針の関係でお伺いしたいのですが、委員長の方から定例会の中で、長期的な課題として、検査経験の共有とか検査官自身の力量アップというのが、今後物量も増えるので必要になるというお話されていたと思うのですが、この点についてちょっと問題意識をもう少し詳しくお伺いしたいのと、その対策としてどのような方策のイメージを持っていらっしゃるのか、伺わせてください。

○田中委員長 今は具体的な対策をすぐ立てられるような状況ではないのですが、保安検査もレベル1～3ぐらいまで分かれていて、内容的にはどちらかというと書類検査的なことにならざるを得ないようなことなのですが、やはりプラントをきちっとよくして、それでその大事なところを見逃さないような力量を備える必要がある。だから、これからだんだん難しいと、そう簡単ではないのですが、やりくりしながらシミュレーターも入りますので、そういったこと。それから、できれば、日本の原発というわけにはないので、他、例えば外国に行ってそういった検査を学んでくるとか、そういう機会をふやしたいなということも考えています。

とにかく、やはりプロパーでたたき上げで立派な人を少しずつ作っていかないと。今、どちらかというと中途採用の人が多いかな。そういう状況ですので、そういうふうにしたいたいという希望です。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。他、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会見はこれで終わりにしたいと思います。御苦労さまでした。

—了—